

平成29年度第2回新居浜市障がい者自立支援協議会会議録

- 1 日 時 平成29年9月28日(木) 13:30～15:45
- 2 場 所 新居浜市役所応接会議室(3階)
- 3 出席者 委員 井上 智子 委員 緒方 春美 委員 秋月 伸一
 委員 住友 裕美 委員 真木 昭 委員 馬越 健
 委員 森田 圭子 委員 石井 繁弘 委員 清水 保至
 委員 吉村 卓代 委員 岡 熙美 委員 吉田 満利子
 委員 明智 美香 委員 藤田 敏彦
- 欠席者 委員 矢野 博 委員 関 種夫
- 事務局 福祉部次長兼地域福祉課長 伊達 忠幸 副課長 亀井 弥生
 障がい支援係長 高橋 綾
- 4 傍聴者 1名
- 5 協議題 (1) 新居浜市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画について
 (2) ヘルプマークについて
 (3) その他

(事務局)	<p>定刻が参りましたので、ただいまから、平成29年度第2回新居浜市障がい者自立支援協議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議の出欠状況ですが、新居浜市医師会 矢野委員、新居浜市心身障害者(児)団体連合会 関委員の2名が欠席されていますが、委員数16名に対し、出席委員14名で、自立支援協議会設置要綱第5条第2項の会議の成立要件であります過半数以上の出席を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、今回より、企業代表者枠・商工会議所の委員として吉村委員に新たに就任していただいております。吉村委員様より一言ご挨拶をお願いいたします。</p> <p>(委員挨拶)</p>
(事務局)	<p>それでは、議事に移ります。議事の進行ですが、本日、関委員長が欠席されておりますので、設置要綱の規定により、副委員長に議長をお願いいたします。住友副委員長、よろしくをお願いいたします。</p>
(議長)	<p>委員の皆様には大変お忙しい中、平成29年度第2回新居浜市障がい者自立支</p>

援協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議題は、お手元の事前資料のとおり、

- (1) 新居浜市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画について
- (2) ヘルプマークについて

となっています。

議事が円滑に進行できますよう、委員の皆さまのご協力をお願いいたします。

それでは、協議題(1)について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、協議題(1)について説明いたします。

本日はオブザーバーとして、ぎょうせい・宮本さんにも同席していただいておりますので、よろしくお願いします。

それでは、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の骨子案について、お手元の資料に沿って説明させていただきます。

まず先に送らせていただいていた資料の1ページ、A3横の資料をご覧ください。中央列に今回第5期の構成案が、左側 第4期の構成と比較ができるようにしてあります。この構成案に沿った、第5期の骨子詳細については、本日お手元にお配りした資料をもとに説明してまいります。

本日配布資料の表紙をめくっていただくと、すぐが目次、続いて1ページ目からがその内容となります。

まず、第1部 **第1章 計画の基本的な考え方**についてです。

1. 計画策定の趣旨、続いて**2. 計画の位置づけ**では、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の法律上の根拠、また第5次新居浜市長期総合計画を上位計画とし、第2期障がい者計画、新居浜市地域福祉推進計画、新居浜市高齢者保健福祉計画等、関連する計画との整合性を図った位置づけとなるべきなどについて掲載する予定です。

次に、**3. 計画の期間**については、国の基本指針どおり、障がい福祉計画、障がい児福祉計画ともに平成30年度から32年度までの3か年を計画期間とします。

次に、**4. 制度の動向**については、障害者を取りまく法律や制度がめまぐるしく変化をしている中で、平成30年度からの新居浜市の新しい計画が、障害者支援制度のこれまでの発展過程を総括しつつ、障害者差別解消法の施行や改正障害者総合支援法・改正児童福祉法など、最新の動向に対応したものにする必要性を掲載する予定です。

次に、**5. 計画の対象**については、障がい者総合支援法で規定されている障がい福祉計画の対象者、児童福祉法で規定されている障がい児福祉計画の対象者について、記載する予定としております。

続いて2ページですが、**6. 基本理念**については、これまでの計画の方向性を

ひきつぎ、障がい者福祉における最も重要な「ノーマライゼーション」の理念のもと、市民、各種団体、企業、行政がともに力を合わせて、「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」を目指す旨を再掲します。

7. 計画の基本目標については、基本理念や新居浜市地域福祉推進計画の方針を踏まえ、障がい児も含めた目標を検討し掲載の予定です。

次に、第2章 新居浜市の現状についてですが、今回は市の概要を省略し、人口、障がい者等の状況、また、人口及び障がい者の推計を掲載する予定にしています。

続いて、第3章 実態調査結果の概要ですが、ここでは、これまでと同様に、今回実施したアンケート調査及びヒアリング調査の結果概要を掲載する予定としております。アンケート調査の進捗状況、ヒアリング調査の概要については、この後、係長の高橋より説明をいたします。

続きまして、3ページ中段からの第2部 第5期障がい福祉計画についてですが、まず第1章で、第4期計画における障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の利用状況を掲載の予定です。第2章 平成32年度の目標値の設定では、国の基本指針の中で障がい者等の自立支援の観点から地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、平成32年度を目標として指標を設定することが適当とされている事項について、当市の目標及び指標を設定して掲載する予定としております。

国が基本指針で指標を設定することが適当としている事項につきましては、先に皆様に送らせていただいた資料の2ページ「第5期障害福祉計画にかかる国の基本方針の見直しについて」の3. 成果目標に記されています。なお、この項目のうち、「障害児支援の提供体制の整備等」については、この第2章 平成32年度の目標値の設定で、他の項目と一緒に掲載するか、障がい児福祉計画の中で個別に掲載するかについては現在検討を行っています

続いて第3章 障がい福祉計画にかかる数値目標及び見込み量の設定については、障がい福祉サービスの体系図を掲載したあと、2 障害福祉サービス、3 地域生活支援事業ともに、平成27年度28年度の実績並びに29年度の見込み等から、事業内容、事業見込量、見込み量確保のための方策を掲載する予定としております。

続いて、5ページ中段からの第3部 第1期障がい児福祉計画についてですが、第1章 第1期障がい児福祉計画に係る見込み量の設定等では、まず障がい児福祉計画策定の概要を、続いて、2、3の、障がい児通所給付サービス及び障がい児相談支援の見込み量では、各事業ごとに内容、実績値、見込み量、見込み量確保の方策を掲載の予定です。

続いて、6ページ4 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその方策では、新居浜市が行っている障がい児支援の取り組み事業について見込量及び見込み量確

保の方策を検討中です。5 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項では地域生活支援事業の事業内容、実績値、必要なサービス料の見込みとの方策を掲載、6 関係機関との連携に関する事項では、子育て支援施策の保育や学校、就労等の関係機関との連携体制の確保について掲載の予定です。

最後に6ページ下段から第4部計画推進に向けてでは、計画推進に向けての具体的方策、計画の推進体制を掲載するほか、国の基本的指針の中で、計画に盛り込んだ事項については、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があれば、変更、その他の必要な措置を講じる規定が盛り込まれていることから、計画の進捗管理について掲載の予定としております。

以上、資料に沿って、障がい者計画・障がい福祉計画の骨子案について、説明いたしました。

それでは、計画策定のためのアンケート調査についてご説明いたします。お手元の資料3ページをごらんになってください。

この調査は、新居浜市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画策定のための基礎調査として、市内の障がい者手帳保持者から単純無作為抽出により2,000人を抽出し、調査票を発送いたしました。

内訳としては、障がい福祉計画については、18歳以上の3障害の手帳保持者1,880名に調査票を発送し、957の回答を得ることができました。回収率は50.9%です。

障がい児福祉計画については、18歳未満の身体・療育手帳保持者120名に調査票を送付し、62の回答を得ることができました。回収率は、51.7%です。

アンケートの質問項目につきましては、障がい福祉計画については全49項目のうち主な質問を、障がい児福祉計画については、全17項目を3ページ、4ページにのせておりますのでご確認下さい。

現在、回答の集計を行っておりますので、集計の結果については、また次回、皆様にご報告させていただきたいと思っています。

続いて、計画策定のためのヒアリング調査についてご説明いたします。お手元の資料7ページをごらんになってください。

この調査は、新居浜市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画策定のための基礎調査として、新居浜市内の相談支援事業所、障がい者サービス事業所、障がい者団体にそれぞれ事前アンケートを行い、そのアンケートを基に、3つのグループそれぞれに聞き取り調査を行ったものです。

各グループごとに行った調査項目については、7ページから8ページに、各グループごとのヒアリング結果については、9ページから11ページにまとめてあります。

まず9ページをご覧ください。相談支援事業所のヒアリング結果のまとめとなっています。

相談支援にかかる10事業所のアンケート、聞き取り調査では、自立した生活のため、一般就労を進めるため、地域で暮らしていくために、必要とされる取り組みや支援があがっています。

また、相談支援事業所では、業務量が多く、業務外で時間を割くことも多いことから、人手不足であるという意見が多くみられました。相談支援専門員の確保・育成が優先課題であることがうかがえる結果となっています。また施策的な課題としては、就労や住まいに関する意見が多く、これは障がい者団体や障がい者サービス事業所の方々とも同様の傾向となっています。

続いて10ページをご覧ください。障がい者サービス事業所のヒアリング結果のまとめです。

事前アンケートについては37事業所のご協力、当日のヒアリングについては、24事業所37名のご参加をいただきました。

障がい者サービス事業所のヒアリングからは、様々な手法や努力を行い、ようやく「やや黒字」の収支状況にあること、また、職員の確保・育成に苦労があることなどがわかりました。その状況も踏まえ、今後のサービス提供においては専門家のアドバイスを受けられる体制や情報共有・交換のできる場の創出といった体制作りが望まれています。また、現場の視点で、利用者が地域で暮らしていくために必要なこととして、就労についての取り組み、相談体制や情報共有といった意見が多くあがっており、これらの体制づくりが必要とされていることもわかります。

最後に11ページをご覧ください。障がい者団体のヒアリング結果です。事前アンケートについては、11団体、当日のヒアリングについては、5団体9名の参加をいただきました。

団体の方々からは、新規メンバーの加入がないことや、会員の減少・高齢化、活動時間が制限されることなど、活動における課題や問題点があげられました。また、就労や配慮を含めた理解・情報・交流への意見が多くみられ、就労面では企業との交流ができる場等を通して情報共有、企業の理解促進を図っていくことが重要な課題の一つであると考えられます。

多数の具体的な要望もあがりましたが、その内容については、「交流・社会参加」、「就労支援・収入確保」、「人材確保・人材育成」、「周知広報・情報提供」、「連携」の5つのカテゴリーに分けて表右側に記載をしております。

以上が、ヒアリング調査の概要報告です。

(議長)

事務局より説明がありましたが、この件について、何かご質問や意見はありませんか。

(委員)	基本的な質問ですが、この計画には、現在、国が来年度に向けて検討されている施策なども反映されるのでしょうか。
(事務局)	はい、反映されます。現在、市内の事業所にそういった施策・事業の実施に向けて参入意向のアンケートを行っております。
(議長)	具体的なところはどうでしょう。例えば、来年度、制度・サービスについても改正されたり、新たな事業・サービスが立ち上がると思うのですが、そのあたりも含めて計画していくということでしょうか？
(事務局)	<p>先に送付しました資料の「国の基本的な指針」の中に、来年度から始まる事業の記載もありますが、「重度訪問介護の訪問先の拡大」では、今まで入院中の医療機関にヘルパーは訪問できなかったものが、訪問が可能になりますので、現在、訪問介護全事業所に参入の調査を行っています。</p> <p>自立生活支援や就労定着支援の創設といったところでは、新居浜市では就労移行支援事業者が辞めていくという状況になっており、現在、事業者が「どんでんどん」だけになっている状況ですので、「どんでんどん」との調整になってくるかと思えます。</p> <p>また、「保育所等訪問支援」については、支援対象が、乳児院、児童養護施設に拡大されるということで、新居浜市であれば東新学園が該当施設となりますが、いまのところ対象者がいません。こちらの事業は、ぴあさんが行っているのですが、実績がない状況で、この部分は市としても数字を示すのは難しいかと思えます。</p> <p>「医療的ケアを必要とする障がい児に対する支援」というところも基幹型の相談支援があれば保健師を配置して支援していくことも考えられますが、新居浜市にはまだ基幹型ができていないので、この3年間で基幹型の協議が進めば良いと思っています。今時点での返答は難しいですが、何らかの形で計画に盛り込みたいと思います。</p>
(委員)	今、介護の方も計画を策定している最中だと思いますが、そちらの方とも連携やすり合わせはできているのでしょうか。
(事務局)	計画の現状の部分で人口推移等などは担当者同士で話し合っています。また、サービスについては、改正の中でも「高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用」というものがあがっていますが、まだ詳細が確実なものは降りてきていない状況です。
(議長)	計画はどうしても縦割りの感はあるのですが、現在、障がい者は年齢によって、

<p>(委 員)</p>	<p>いろいろなところを渡り歩く状況になっています。今後、高齢者も障がい者も子供も、包括的な地域ケアの中でやっていくという事で、それぞれの窓口で対応が分かれている大変さもあるので、新居浜市独自の課題・ニーズによって柔軟な計画が策定されていくことが望ましいと思います。</p> <p>昨年、協働事業として、市と社協とめいぷるさんが防災の手引きを作られましたが、手引きを作っただけでなく、障がい者の人たちがどのように対応し、今後、市としてどう考えていくのかが重要なのではないかと思います。そのあたりを計画に盛り込むのか、どのようにしていくかを検討する必要があるのではないかと思います。</p> <p>また、産業全般に人材確保が難しくなっています。計画は立ててもマンパワーがなければ、うまく進まない。障がいの計画だけではなく、他の計画でも計画を作っただけで、それを推進していくマンパワーが足りないでは絵に描いた餅になってしまうので、人材確保というところも検討していかなければならないのではないかと思います。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>防災については 協働事業で、昨年度は発達障がい、今年度は精神障がい者を対象とした防災対策マニュアルを作成しています。そういったものを計画に反映することになるかと思いますが、以前の計画から、福祉避難所のあり方等を記載しておりますので、実際記載できるかどうかは別として、例えばこの場でこのようなものをのせればと協議していただいたことを反映できればと思います。</p> <p>また、人材育成に関しては根本的なこととして考えていかなければいけないことだとは思いますが、本日、わたしが出席した新居浜市の健康長寿のワーキンググループ内でも、保育士や介護関係の人材育成の話が取り上げられており、障がいの計画でここだけをとりあげるということにはならない問題ではないかと思えます。</p>
<p>(委 員)</p>	<p>先の委員さんの防災に関する発言は、せっかくめいぷるさんがよいものを作ったので、持続性のあるものにしたらどうか、例えば協議会の下部組織みたいなものを立ち上げて続けていく等、単発で終わらせないようにといった意味の発言と捉えました。</p> <p>福祉避難所についてですが、福祉避難所を立ち上げたときにそれを運営する人材が確保できるかということもあるのですが、福祉避難所を運営していく立場の人が訓練する場があればいいと思います。関われる方、立ち上げる方を育成していくこと、継続していくことが大切だと思います。</p> <p>また、福祉避難所の設置めどは災害3日後と書かれています。熊本地震の際も車の中で過ごされていた話等聞きますが、本当に3日後で大丈夫なのかといったことも考えます。</p>

(議 長)	<p>計画の中に防災対策の数値目標や方向性を実際に示していくのかというところかと思いますが、先日、愛媛県でも障がい者の防災時の対応について協議会が開催され、新居浜市の数値をみると、避難所の数が必要な人数分確保できていない数値となっていました。福祉避難所では市の予算で必要なものの備蓄もされていますが、今後協定を結ぶにあたって、具体的な数値を計画の中で示してもらえれば達成しやすいのかと思います。また運営や訓練といった中身の部分についても方針だけでも計画の中で示していただければと思います。</p>
(事務局)	<p>災害・防災関係については、新居浜市では防災安全課を設けています。縦割りとは言いますが、やはり防災については軸になるところがないと、障がいのことは地域福祉課でやってくださいとはならないでしょうし。今回の台風の時にも水防本部が立ち上がった時には部長級が入って指示命令系統を出していくことになります。定期的に訓練していくことは大事ですし、今後、防災安全課と協議していく必要があると思います。</p> <p>なお、障がい者の防災対策は、今年度は精神障がい者について協議している最中で、来年度には身体障がい者について検討していく必要があると思いますが、それを継続させ何らかの形にしていかなければいけないと考えています。</p> <p>また、福祉避難所は3日後にできるとマニュアルにはありますが、昨年講演に来てくださった先生からは、できるのであれば大災害が起こった時から立ち上がるのが望ましいという話がありました。ただ、その時に人材が確保できるか、避難所の被害などの整理をまずはしないといけないので、防災安全課といろいろな想定を考えていく必要があると思っています。</p>
(議 長)	<p>防災安全課と協議していただくということをお願いします。</p>
(委 員)	<p>災害のことで、いろいろご意見を聞く機会がありますが、健常者も障がい者も自分たちの命は自分たちで守るということが大前提で、日頃からそのような意識を持つことが大切だと思います。今回住みやすい町づくりのためには、根本に「市民全員が同じ土俵に立たないといけない」という基本ベースがあることをもう一度確認し合えたらと思いますし、本来地域の中に一緒にいるみんなが障がい者を支えていくというベースのところも大事なところだと感じます。</p> <p>障がい福祉計画のヒアリングやアンケートというと、どうしても当事者側の意見聴取に偏るのですが、支える側の思いも大切なことだと考えます。</p>
(委 員)	<p>先の委員さんのおっしゃるとおりで、防災安全課がやっていることは、たてまえば「弱者も」とは言いますが、実際には健常者が中心のマニュアルであったり、訓練であったりとなっています。何もかも助けてくれではなく、動ける障がい者の方は、防災訓練にも出てきてほしい。一番に命を守る、自分でできる方は自分</p>

	<p>でという事を啓蒙するべきだと思います。</p> <p>また、共生社会はお互いが歩み寄らないとわからない。小さい時からの教育が大切かと思います。</p>
(議長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>いろいろご意見いただきましたが、骨子について他にご意見・ご質問はございませんか。</p>
(委員)	<p>「第2部 第2章 平成32年度の目標の設定」にある「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」についてなのですが、市としてはどのようなところまでお考えですか。</p>
(事務局)	<p>これは、県も市も同じような形で、保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する必要があるというのですが、新居浜市では、現在、新居浜市精神保健医療福祉関係機関連絡会が2ヶ月に1回、開催されています。地域移行に向けて、そこで協議していくことになると思います。</p>
(議長)	<p>他にご意見はありますか。</p>
(委員)	<p>「第4部 計画推進にむけて」のところなのですが、第4期の計画にもかかわったのですが、皆さん、計画ができるまでは熱心に関わるのですが、実際にできたのちの推進部分が弱いのではないかと思います。</p>
(議長)	<p>確かに計画ができた後も大切であると思います。第4期の計画のどこまでが遂行出来たのか等評価する必要もあると思います。</p> <p>第4部には、「計画の進行管理」という項目も設けられておりますので、そこを具体的にしていただければと思います。</p> <p>今年度の3月で計画が完成するわけですが、事務局から提示されているスケジュールを見ると、次回の協議会が11月30日で、今から2ヶ月の間に計画素案が作られ、その素案を自立支援協議会で検討する形になると思います。</p> <p>そこで提案なのですが、具体的な案ができた時点で一度、下部組織の部会の中で数値目標等協議していただき、その検討した資料を持ち寄って次回の自立支援協議会で協議すれば、より検討がしやすいのではと思いますが、どうでしょうか。</p> <p>「ぎょうせい」さんの作成具合はどうですか？</p>
(ぎょうせい)	<p>素案につきましては、現在、前半3分の1ができつつあります。</p> <p>各論については、今後、事務局と相談しながら進めていくことになっていきますが、な</p>

	<p>るべく早く素案を作成したいと考えています。確実な時期につきましては、今のところ、正確には申し上げられない状況です。</p>
(議 長)	<p>事務局の方では、部会で検討していただくというのはどうですか？</p>
(事務局)	<p>自立支援協議会の下部組織である各部会で協議していただけるのであれば、ありがたいと思います。</p>
(議 長)	<p>本日、それぞれの部会に入っている委員さんがいらっしゃいますが、どうでしょうか？相談支援部会の方はどうですか？</p>
(委 員)	<p>案の提示をしていただけるのであれば、相談支援部会としてはそちらの方が6事業所の意見がききとれる機会になると思います。</p>
(議 長)	<p>はたらく部会はどうですか？</p>
(委 員)	<p>はたらく部会でも協議は可能かと思われます。</p>
(議 長)	<p>精神保健医療福祉関係機関連絡会では、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムのことや地域移行の具体的な数値についての議論自体も成果のある話ができる場となるかと思いますが、発達支援に関することなど、子供さんに関係する部分についてはどこでの協議が可能でしょうか。</p>
(事務局)	<p>発達支援協議会での協議は難しいと思いますので、相談支援事業所の方でとりあえず考えていただく形になるかと思います。</p>
(議 長)	<p>今日の会でも児童に係る意見が出にくい状況でしたので、そういった場で意見を出していただいた方がありがたいかと思います。</p> <p>では、事前に案をいただき、各部会で協議したうえで、その協議したものを持ち寄るということでもいいでしょうか。事務局、スケジュール的にはどうですか？</p>
(事務局)	<p>ぎょうせいさんになるべく早く、10月いっぱいくらいまでには素案を作成していただき、11月初めには案をお知らせしたいと思います。案を各部会で検討していただき、自立支援協議会委員さんに事前配布となりますので、大変タイトなスケジュールの中で検討いただくことにはなると思います。どうかよろしくお願いします。</p>

(議 長)	<p>たいへんなスケジュールの中での検討となりますが、よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、協議題（２）について、事務局より説明をお願いします。</p>
(事務局)	<p>それでは、ヘルプマークについて説明いたします。</p> <p>皆様の資料 12 ページから 13 ページをご覧ください。</p> <p>ヘルプマークは義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。</p> <p>ヘルプマークを持つことで「支援や配慮を必要としていることを知らせる効果」とそれを見た方に「支援や配慮を促す効果」があります。</p> <p>実物がここにあるのですが、付属のストラップを利用して、鞆等につけて使用します。必要に応じて、マークの片面に付属のシールを貼ることができ、シールには、ヘルプマークの利用者が周囲に伝えたい情報、例えば、名前、電話番号、血液型、薬、緊急連絡先、かかりつけ医、〇〇してください、〇〇が苦手ですといった内容を記入することができるようになっています。</p> <p>ヘルプマークは、障がい種別や等級、病名等による条件はなく、ご希望があれば、県の障がい福祉課や、新居浜市であれば地域福祉課窓口で無償で配布いたします。申請書の作成や提出も不要ですが、原則、郵送は行わず、ご本人や代理で受け取られる方にマークの趣旨について説明し、性別・年代、利用希望理由を任意で聞き取り、交付人数の管理を行うこととしています。</p> <p>今後、ホームページ、市政だより等での広報もいたしますが、10月11日から配布が始まりますので、よろしくお願ひします。</p>
(議 長)	<p>事務局より説明がありましたが、この件について、何かご質問や意見はありませんか。</p>
(委 員)	<p>ヘルプマークについては、高校生にも周知はされるのですか。電車等を利用する高校生が趣旨を知っていなくてはどう思うのですが。</p>
(事務局)	<p>県の事業ですので、県の担当課にこのような意見があった旨をお伝えしておきます。</p> <p>なお、先の説明にもありましたように、今後、市政だより、ホームページで広報は行いますが、小中学生については市の教育委員会の方に確認してみます。</p>
(議 長)	<p>それでは、最後にその他の議題となります。</p>

<p>(委員)</p>	<p>お手元に来月28日開催の障がい理解促進講演会のパンフレットを配布しております。</p> <p>自立支援協議会の相談支援部会主催で今年度2回目の講演会が開催されます。3年前に「障がいについて考えよう」という同じ題材でお話をさせていただきましたが、今度は、障がいの特性について、身体障がい、難病、知的障がい、精神障がいの方にお話をいただきます。28日は全国の障がい者体育大会と重なっておりますが、啓発等もよろしくお願ひします。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>前回の自立支援協議会で、住友副委員長より署名活動協力依頼のお話があった精神障がい者に対するバス運賃割引要請のその後についてご報告いたします。</p> <p>既に皆様もマスコミ等を通じてご存知だとは思いますが、お手元の資料にありますように、伊予鉄道株式会社、宇和島自動車株式会社、瀬戸内運輸株式会社、JR四国バス株式会社各社で、9月1日より県内路線バス運賃の割引が実施されております。</p> <p>新居浜市でもホームページ等で広報はしておりますが、割引を受けるためには、本人確認のため、写真を貼付した精神障害者保健福祉手帳を提示する必要がありますので、御留意いただければと思います。</p> <p>住友副委員長、補足をお願いいたします。</p>
<p>(副委員長)</p>	<p>前回の自立支援協議会でご協力をお願いした時は実現に見通しがなかったのですが、マスコミや一般の方の署名活動を通して、各バス会社の方にも検討いただき、バス運賃割引が実現しました。今回の活動を通して、一般県民の皆様にも愛媛県だけ精神障がい者に対するバス運賃割引がないといった状況を知っていただいたり、精神障がい自体についての理解促進につながったと感じています。また、署名活動を通して広くいろいろな方と関係ができましたし、数の力やマスコミの力の大きさを改めて感じることができました。</p> <p>この場をお借りして、皆様にお礼を申し上げます。本当にご協力ありがとうございました。</p>
<p>(議長)</p>	<p>その他、何かございませんでしょうか。</p>
<p>(委員)</p>	<p>委員の皆様にご心身障がい者(児)団体連合会体育大会のご案内をさせていただきます。10月22日に障がい者福祉センターグラウンドにおきまして今年で53回目になる歴史ある運動会が開催されます。最近参加者の高齢化、減少化に伴い、今まで以上にお手伝いが必要になってきています。お時間がございましたら、ご参加いただければと思います。障がい者福祉センターか岡さんへの事前の申し込みが必要となりますので、よろしくお願ひします。</p>

<p>(議 長)</p>	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>それでは、本日の自立支援協議会は、すべて終了いたしました。次回は、11月30日(木)市役所4階41会議室で今日と同じ13時半始まりで予定をしております。ご都合をつけていただき、出席のほどよろしく願いいたします。本日は、ありがとうございました。</p>
--------------	--